

答申第 854 号

諮問第 1505 号

件名：問題になった事を示す文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、文書が有るはずというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

建設部河川課（以下「河川課」という。）の特定の職員に確認したところ、河川課の執務机で ZeroCoke 等の飲料を飲むことがあったとのことであった。

また、問題になったことを示す文書とは、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 185 条の規定に基づき職員が物品等を亡失又は損傷したときに作成する事故報告書その他それに類する文書と解した。

よって、本件請求対象文書は、請求対象所属である河川課が管理する文書のうち、河川課の特定の職員が河川課の執務机等で飲料をこぼしたことにより作成された事故報告書その他それに類する文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

河川課の特定の職員及び執務机周辺の同僚職員に、特定の職員が県有物品や書類等に飲料をこぼして問題になったことがあるか聴取したが、そのような事実はないとのことであった。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、河川課が管理する文書のうち、河川課の特定の職員が河川課の執務机等で飲料をこぼしたことにより作成された事故報告書その他それに類する文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、河川課の特定の職員及び執務机周辺の同僚職員に、当該特定の職員が県有物品や書類等に飲料をこぼして問題になったことがあるか聴取したが、そのような事実はないとのことであったとのことである。

イ 実施機関において、当該特定の職員のみならず、執務机周辺の同僚職員に飲料をこぼして問題になったことがあるか聴取していることからすれば、本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

河川課の特定の職員が机に就いて ZeroCoke を飲む事は良しとするが過去に Coke をこぼして問題になった事を示す文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第 510 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 11. 24 (第 537 回 審査会)	審議
29. 12. 18	答申